

## 子供の貧困対策の強化を求める意見書

我が国の子供の貧困率は、平成24年度において16.3%となっていることが明らかになり、OECD諸国の平均を上回っていることから、深刻な問題として対策が急がれるところです。

特に、北海道においては、就学援助を受給する児童生徒の割合が15年前と比較し大幅に増加していることが北海道の調査で示されており、準要保護世帯も含めて、制度が確実に実施されることが重要な課題となっています。

また、国においては、非婚で子育てをするひとり親家庭に対し、死別や離別によるひとり親家庭と同様に公営住宅の入居基準や家賃で寡婦（夫）控除の適用を受けられるようにする公営住宅法施行令の改正が行われましたが、保育料等の他のサービス利用料の算定や所得基準のある給付については、依然として寡婦（夫）控除のみなし適用は自治体の判断に任されている状態です。

生まれ育った環境により子供の将来が左右されてはならないとの理念のもとに、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されております。

よって、国におかれましては、実効性のある対策として、就学援助制度の水準を維持するための財政支援の強化や、子育てに係るサービス利用料や給付について、寡婦（夫）控除が適用されるよう所得税法を改正するなど、早急に具体的な検討を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月25日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣